

【容器】

・灯油用ポリエチレン缶(ポリ容器)にガソリンを入れることは非常に危険です。消防法により禁止されていますので、絶対にしないでください。

【購入】

・セルフ式ガソリンスタンドでは、購入者自らがガソリンを容器に給油および詰め替えることは消防法で禁止されています。

【保管】

・ガソリンを容器に入れ、直射日光が当たる場所や高温になる場所に長時間放置しないでください。また、不必要に保管することは避けましょう。

ガソリン携行缶を
正しく使う
6つのポイント

【取り扱い】

・ガソリン携行缶を使用の際は、取扱説明書をよく読み正しく使用しましょう。また、古くなってきたものは、劣化がないか十分に点検・確認してから使用しましょう。

【噴出事故防止】

・ふたを空ける前は、「周囲の安全確認」「容器のエア抜き」「高温の場所は避ける」「エンジンの停止」を徹底し、取り扱いには十分に注意してください。

【危険性】

・ガソリンは、気温マイナス40度でも気化し、小さな火や火元から離れていても引火する恐れがあります。また、燃え始めると爆発的に燃焼する危険な物質です。

これからの時期は、雪が解けて野外での活動が増えることから、草刈り機を使用したり、イベントなどで発電機を使用する機会が増えます。そして、これらの機械の燃料を補給するためにガソリン携行缶を使用することも予想されます。

ガソリン携行缶は、誰でも使用することができますが、取り扱い方法を間違えると大規模な火災発生の原因になり、大変危険です。

平成23年に京都府福知山市の花火大会で発生した火災は、ガソリン携行缶が炎天下に長時間置かれたことなどで高温になり、ガソリンが気化して噴出し、爆発的に燃焼したことが原因で起きた火災で、死者3人、負傷者56人という痛ましいものでした。

二度とこのような火災を起こさないためにも、上記の「ガソリン携行缶を正しく使う6つのポイント」をしっかり守り、安全にガソリン携行缶を使用しましょう。

ガソリン携行缶の
取り扱いについて

火災から 生命を 守ろう

● 誌面に対するお問い合わせ先 ●

留萌消防組合 留萌消防署
予防課予防係

☎ 42-2296 FAX 43-5150

「地域の安心と安全を守るために、
あなたにもできることがあります」

消防団員を
募集しています

留萌消防組合では、消防団員を募集しています。詳しくは、左記へお問い合わせください。また、火災予防に関する相談もお気軽に問い合せください。

春の火災予防運動

平成 28 年 4 月 20 日(水)～4 月 30 日(土)

※期間中は午後8時にサイレンを吹鳴します。

【全国統一防火標語】

「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

【留萌消防組合テーマ】

「火災から 生命を 守ろう」



第58号

春の火災予防運動を
実施します

春は、火の取り扱いへの注意が緩みがちになる季節です。また、この時期は空気が乾燥していることに加え、風の強い日が多くなります。家庭での火の用心はもちろん、職場や外出先などでも火の取り扱いには十分ご注意ください。

留萌消防署では、火災発生への危険性が高まるこの時期に火災予防運動の一環として、火災防ぎよ訓練をはじめ、火災予防に関連する各種行事の実施を予定しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

住宅用火災警報器は
定期的に点検を

住宅用火災警報器が正しく作動するためには、適切な維持管理が大切です。住宅用火災警報器の設置が義務化されてから今年で6年目となり、手入れが行き届いていないものや交換が必要なものも少なくないと考えられます。

「いざ」というときに正しく作動しなくては、せっかく住宅

■住宅用火災警報器

▼音声または火災警報器音が鳴り、火災の発生をお知らせします。

●音が鳴らない場合

- ①電池が正しくセットしているか確認してください。
- ②それでも鳴らない場合は、「電池切れ」または「機器本体の故障」です。



用火災警報器を設置しても意味がありません。火災が発生した場合、火災に気付かず逃げ遅れる危険性があります。今一度、ご自宅の住宅用火災警報器の作動確認を行い、必要なものは手入れまたは交換をお願いします。

※留萌消防組合では、住宅用火災警報器などの販売は一切行っていません。